

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年12月11日

【会社名】 NTTファイナンス株式会社

【英訳名】 NTT FINANCE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂井 義清

【本店の所在の場所】 東京都港区港南一丁目2番70号

【電話番号】 03 - 6455 - 8810 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループファイナンス部門担当課長 足立 智明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南一丁目2番70号

【電話番号】 03 - 6455 - 8872

【事務連絡者氏名】 財務部グループファイナンス部門担当課長 足立 智明

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第15回無担保社債(3年債)	100,000,000,000円
第16回無担保社債(5年債)	300,000,000,000円
第17回無担保社債(7年債)	200,000,000,000円
第18回無担保社債(10年債)	400,000,000,000円
計	1,000,000,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2020年9月10日
効力発生日	2020年9月18日
有効期限	2022年9月17日
発行登録番号	2 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 1,000,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 1,000,000百万円
(1,000,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	N T Tファイナンス株式会社第15回無担保社債 (日本電信電話株式会社保証付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金100,000,000,000円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金100,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.050%
利払日	毎年6月20日および12月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日および12月20日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記「(注)14.元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2023年12月20日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2023年12月20日にその総額を償還する。 (2) 別記「(注)4.繰上償還に関する特約」に規定する事由に該当した場合には、本欄第1項に定める償還金額にて別記「(注)4.繰上償還に関する特約」の規定に従い繰上償還する。 (3) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記「(注)14.元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年12月11日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2020年12月18日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
担保の保証	1. 日本電信電話株式会社(以下保証人という。)は、本社債について当社が負担する元金および利息の支払にかかる債務につき保証人となり、当社と連帯して債務を負担する(以下保証債務という。) 2. 社債管理者は、あらかじめ当社に対し何らの通知もしくは請求をすることなしに、または当社の資産に対し法的手段を取ることなしに、保証人に対して保証債務の履行請求を行うことができる。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. (1) 保証人は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社または保証人が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第16回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）、第17回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）および第18回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）を含み、保証人が発行する一般担保が付されている社債を除く。）のために保証人が担保を提供する場合（保証人の資産に担保権を設定する場合、保証人の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および保証人の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。ただし、一般担保を除く。以下担保提供という。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、保証人は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。</p> <p>2. 保証人が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により保証人の特定の資産を留保した場合で、社債管理者が承認したときには、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p> <p>3. 保証人が、本欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項により本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>1. 留保物件付社債への切換</p> <p>(1) 保証人は、当社および社債管理者と協議のうえ、いつでも保証人の特定の資産（以下留保資産という。）を本社債以外の当社の債務および保証人の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社および保証人は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。</p> <p>(2) 前号の場合、留保資産について、当社および保証人は社債管理者との間に、社債管理者が本社債権保全のため必要と認める特約を締結する。</p> <p>(3) 保証人が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第2項により社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本項第1号および本項第2号の規定は適用されない。</p> <p>2. 担保付社債への切換</p> <p>保証人は、本社債発行後、当社および社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p>

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）

本社債について、当社はJ C RからA A Aの信用格付を2020年12月11日付で取得している。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号03 - 3544 - 7013

(2) S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(以下S & Pという。)

本社債について、当社はS & PからAの信用格付を2020年12月11日付で取得している。S & Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関するS & Pの現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS & Pの信用格付は、証券の購入、売却もしくは保有を推奨するもの、または債務の市場流動性もしくは流通市場における価格を示すものではない。

S & Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S & Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源(発行体を含む)から提供された情報を利用している。S & Pは当初の格付分析またはサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、または独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S & Pに提供された情報に、不正確な情報もしくは情報の欠落、またはその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S & Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S & Pによる発行体格付または個別債務格付の付与をもって、S & Pが格付付与に際して利用した情報、または当該信用格付もしくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性または適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS & Pが公表する情報へのリンク先は、S & Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S & P代表電話番号03 - 4550 - 8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。以下同じ。)の社債を発行することができる。

4. 繰上償還に関する特約

当社または保証人のいずれか一方が次の事由に該当した場合には、当該事由発生ときより30日後(銀行休業日のときにはその前銀行営業日)に本社債総額につき繰上償還を行う。この場合には、当社または保証人は繰上償還の金額および期日その他必要事項を本(注)11.に従って公告する。

(1) 当社が次の事由に該当した場合

本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき

社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行を

することができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき

(2) 保証人が次の事由に該当した場合

保証人が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき

保証人が発行する社債(既発行社債を含む。)について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき

社債を除く保証人の借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは本社債以外の保証人以外が発行した社債(既発行社債を含む。)または保証人以外の借入金債務に対して保証人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社および保証人は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社および保証人が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき
- (2) 当社および保証人が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し7日以内にその履行をすることができないとき
- (3) 本(注)4.に定める事由に当社および保証人ともに該当したとき
- (4) 当社または保証人が、本(注)6.ないし8.および本(注)9.第(2)号のほか、社債管理委託契約(会社法第702条の規定による委託に係る契約。以下同じ。)に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき
- (5) 当社または保証人が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売(公売を含む。)の申立てを受けまたは滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社または保証人の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたと

6. 担保提供通知

- (1) 保証人は、保証人が当社または保証人の他の国内社債のために担保提供を行う場合には、書面によりその旨ならびにその社債の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定が解除された場合は、以後前号の規定は適用されない。

7. 社債管理者に通知すべき事項

当社および保証人は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 当社または保証人の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき
- (2) 当社または保証人が事業の全部もしくはその重要な部分を休止し、もしくは廃止または移転しようとするとき
- (3) 当社または保証人が資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき

8. 事業概況の報告

- (1) 当社および保証人は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については、書面により社債管理者に通知するものとする。ただし、当該通知については、当社および保証人が次号に定める社債管理者への通知を行っ

た場合または次号に定める書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社および保証人が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行う場合も同様とする。

- (2) 当社および保証人は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書その他の書類(金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を含むがこれに限らない。)について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行うときには、遅滞なくその旨を社債管理者に通知する。四半期報告書、臨時報告書および訂正報告書も同様とする。ただし、当社および保証人が本号に規定する書類の写しを遅滞なく社債管理者に提出した場合には、本号本文に定める社債管理者への通知を省略することができるものとする。
- (3) 当社および保証人は、前号に定める社債管理者への通知または書類の提出について、有価証券報告書においては当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書においては当該各期間の経過後45日以内に、臨時報告書および訂正報告書においては前号の電子開示手続を行った後遅滞なく行うものとする。

9. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債権者のために、社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するうえで必要であると認めるときは、当社および保証人の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本(注)5.の事由が発生するおそれがあるときには、自らこれらにつき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合、当社および保証人は社債管理者に協力する。

10. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

11. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。

また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

12. 社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類の子債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる社債を有する本種類の社債の社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 会社法第4編第3章(社債権者集会)および第7編第2章第7節(社債発行会社の弁済等の取消しの訴え)における発行会社の規定は第731条第2項、第735条、第741条第1項および第3項ならびに第742条を除きこれを保証人に準用する。

13. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

14. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託(3年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	20,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受ける。 2. 引受手数料は総額1億3,500万円とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	20,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	20,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	20,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	20,000	
計	-	100,000	-

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に、期中において年間400万円を支払うこととしている。

3【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	NTTファイナンス株式会社第16回無担保社債 (日本電信電話株式会社保証付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金300,000,000,000円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金300,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.180%
利払日	毎年6月20日および12月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日および12月20日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記「(注)14.元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2025年12月19日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2025年12月19日にその総額を償還する。 (2) 別記「(注)4.繰上償還に関する特約」に規定する事由に該当した場合には、本欄第1項に定める償還金額にて別記「(注)4.繰上償還に関する特約」の規定に従い繰上償還する。 (3) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記「(注)14.元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年12月11日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2020年12月18日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
担保の保証	1. 日本電信電話株式会社(以下保証人という。)は、本社債について当社が負担する元金および利息の支払にかかる債務につき保証人となり、当社と連帯して債務を負担する(以下保証債務という。) 2. 社債管理者は、あらかじめ当社に対し何らの通知もしくは請求をすることなしに、または当社の資産に対し法的手段を取ることなしに、保証人に対して保証債務の履行請求を行うことができる。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. (1) 保証人は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社または保証人が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第15回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）、第17回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）および第18回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）を含み、保証人が発行する一般担保が付されている社債を除く。）のために保証人が担保を提供する場合（保証人の資産に担保権を設定する場合、保証人の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および保証人の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。ただし、一般担保を除く。以下担保提供という。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、保証人は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。</p> <p>2. 保証人が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により保証人の特定の資産を留保した場合で、社債管理者が承認したときには、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p> <p>3. 保証人が、本欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項により本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>1. 留保物件付社債への切換</p> <p>(1) 保証人は、当社および社債管理者と協議のうえ、いつでも保証人の特定の資産（以下留保資産という。）を本社債以外の当社の債務および保証人の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社および保証人は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。</p> <p>(2) 前号の場合、留保資産について、当社および保証人は社債管理者との間に、社債管理者が本社債権保全のため必要と認める特約を締結する。</p> <p>(3) 保証人が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第2項により社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本項第1号および本項第2号の規定は適用されない。</p> <p>2. 担保付社債への切換</p> <p>保証人は、本社債発行後、当社および社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p>

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからAAAの信用格付を2020年12月11日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03 - 3544 - 7013

(2) S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(以下S & Pという。)

本社債について、当社はS & PからAの信用格付を2020年12月11日付で取得している。S & Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関するS & Pの現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS & Pの信用格付は、証券の購入、売却もしくは保有を推奨するもの、または債務の市場流動性もしくは流通市場における価格を示すものではない。

S & Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S & Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源(発行体を含む)から提供された情報を利用している。S & Pは当初の格付分析またはサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、または独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S & Pに提供された情報に、不正確な情報もしくは情報の欠落、またはその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S & Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S & Pによる発行体格付または個別債務格付の付与をもって、S & Pが格付付与に際して利用した情報、または当該信用格付もしくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性または適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS & Pが公表する情報へのリンク先は、S & Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S & P代表電話番号03 - 4550 - 8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。以下同じ。)の社債を発行することができる。

4. 繰上償還に関する特約

当社または保証人のいずれか一方が次の事由に該当した場合には、当該事由発生の日より30日後(銀行休業日のときにはその前銀行営業日)に本社債総額につき繰上償還を行う。この場合には、当社または保証人は繰上償還の金額および期日その他必要事項を本(注)11.に従って公告する。

(1) 当社が次の事由に該当した場合

本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき

社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行を

することができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき

(2) 保証人が次の事由に該当した場合

保証人が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき

保証人が発行する社債(既発行社債を含む。)について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき

社債を除く保証人の借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは本社債以外の保証人以外が発行した社債(既発行社債を含む。)または保証人以外の借入金債務に対して保証人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社および保証人は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社および保証人が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき
- (2) 当社および保証人が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し7日以内にその履行をすることができないとき
- (3) 本(注)4.に定める事由に当社および保証人ともに該当したとき
- (4) 当社または保証人が、本(注)6.ないし8.および本(注)9.第(2)号のほか、社債管理委託契約(会社法第702条の規定による委託に係る契約。以下同じ。)に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき
- (5) 当社または保証人が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売(公売を含む。)の申立てを受けまたは滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社または保証人の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたと

6. 担保提供通知

- (1) 保証人は、保証人が当社または保証人の他の国内社債のために担保提供を行う場合には、書面によりその旨ならびにその社債の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定が解除された場合は、以後前号の規定は適用されない。

7. 社債管理者に通知すべき事項

当社および保証人は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 当社または保証人の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき
- (2) 当社または保証人が事業の全部もしくはその重要な部分を休止し、もしくは廃止または移転しようとするとき
- (3) 当社または保証人が資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき

8. 事業概況の報告

- (1) 当社および保証人は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については、書面により社債管理者に通知するものとする。ただし、当該通知については、当社および保証人が次号に定める社債管理者への通知を行っ

た場合または次号に定める書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社および保証人が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行う場合も同様とする。

- (2) 当社および保証人は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書その他の書類(金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を含むがこれに限らない。)について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行うときには、遅滞なくその旨を社債管理者に通知する。四半期報告書、臨時報告書および訂正報告書も同様とする。ただし、当社および保証人が本号に規定する書類の写しを遅滞なく社債管理者に提出した場合には、本号本文に定める社債管理者への通知を省略することができるものとする。
- (3) 当社および保証人は、前号に定める社債管理者への通知または書類の提出について、有価証券報告書においては当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書においては当該各期間の経過後45日以内に、臨時報告書および訂正報告書においては前号の電子開示手続を行った後遅滞なく行うものとする。

9. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債権者のために、社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するうえで必要であると認めるときは、当社および保証人の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本(注)5.の事由が発生するおそれがあるときには、自らこれらにつき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合、当社および保証人は社債管理者に協力する。

10. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

11. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。

また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

12. 社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類の子債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる社債を有する本種類の社債の社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 会社法第4編第3章(社債権者集会)および第7編第2章第7節(社債発行会社の弁済等の取消しの訴え)における発行会社の規定は第731条第2項、第735条、第741条第1項および第3項ならびに第742条を除きこれを保証人に準用する。

13. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

14. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	60,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受ける。 2. 引受手数料は総額5億3,500万円とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	60,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	60,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	60,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	60,000	
計	-	300,000	-

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に、期中において年間1,200万円を支払うこととしている。

5【新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）】

銘柄	NTTファイナンス株式会社第17回無担保社債 (日本電信電話株式会社保証付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金200,000,000,000円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金200,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.280%
利払日	毎年6月20日および12月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日および12月20日の2回に各々その日までの前半が年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記「(注)14.元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2027年12月20日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2027年12月20日にその総額を償還する。 (2) 別記「(注)4.繰上償還に関する特約」に規定する事由に該当した場合には、本欄第1項に定める償還金額にて別記「(注)4.繰上償還に関する特約」の規定に従い繰上償還する。 (3) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記「(注)14.元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年12月11日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2020年12月18日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
担保の保証	1. 日本電信電話株式会社(以下保証人という。)は、本社債について当社が負担する元金および利息の支払にかかる債務につき保証人となり、当社と連帯して債務を負担する(以下保証債務という。) 2. 社債管理者は、あらかじめ当社に対し何らの通知もしくは請求をすることなしに、または当社の資産に対し法的手段を取ることなしに、保証人に対して保証債務の履行請求を行うことができる。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. (1) 保証人は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社または保証人が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第15回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）、第16回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）および第18回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）を含み、保証人が発行する一般担保が付されている社債を除く。）のために保証人が担保を提供する場合（保証人の資産に担保権を設定する場合、保証人の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および保証人の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。ただし、一般担保を除く。以下担保提供という。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、保証人は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。</p> <p>2. 保証人が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により保証人の特定の資産を留保した場合で、社債管理者が承認したときには、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p> <p>3. 保証人が、本欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項により本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>1. 留保物件付社債への切換</p> <p>(1) 保証人は、当社および社債管理者と協議のうえ、いつでも保証人の特定の資産（以下留保資産という。）を本社債以外の当社の債務および保証人の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社および保証人は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。</p> <p>(2) 前号の場合、留保資産について、当社および保証人は社債管理者との間に、社債管理者が本社債権保全のため必要と認める特約を締結する。</p> <p>(3) 保証人が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第2項により社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本項第1号および本項第2号の規定は適用されない。</p> <p>2. 担保付社債への切換</p> <p>保証人は、本社債発行後、当社および社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p>

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）

本社債について、当社はJ C RからA A Aの信用格付を2020年12月11日付で取得している。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号03 - 3544 - 7013

(2) S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(以下S & Pという。)

本社債について、当社はS & PからAの信用格付を2020年12月11日付で取得している。S & Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関するS & Pの現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS & Pの信用格付は、証券の購入、売却もしくは保有を推奨するもの、または債務の市場流動性もしくは流通市場における価格を示すものではない。

S & Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S & Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源(発行体を含む)から提供された情報を利用している。S & Pは当初の格付分析またはサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、または独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S & Pに提供された情報に、不正確な情報もしくは情報の欠落、またはその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S & Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S & Pによる発行体格付または個別債務格付の付与をもって、S & Pが格付付与に際して利用した情報、または当該信用格付もしくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性または適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS & Pが公表する情報へのリンク先は、S & Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S & P代表電話番号03 - 4550 - 8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。以下同じ。)の社債を発行することができる。

4. 繰上償還に関する特約

当社または保証人のいずれか一方が次の事由に該当した場合には、当該事由発生ときより30日後(銀行休業日のときにはその前銀行営業日)に本社債総額につき繰上償還を行う。この場合には、当社または保証人は繰上償還の金額および期日その他必要事項を本(注)11.に従って公告する。

(1) 当社が次の事由に該当した場合

本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき

社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行を

することができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき

(2) 保証人が次の事由に該当した場合

保証人が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき

保証人が発行する社債(既発行社債を含む。)について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき

社債を除く保証人の借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは本社債以外の保証人以外が発行した社債(既発行社債を含む。)または保証人以外の借入金債務に対して保証人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社および保証人は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社および保証人が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき
- (2) 当社および保証人が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し7日以内にその履行をすることができないとき
- (3) 本(注)4.に定める事由に当社および保証人ともに該当したとき
- (4) 当社または保証人が、本(注)6.ないし8.および本(注)9.第(2)号のほか、社債管理委託契約(会社法第702条の規定による委託に係る契約。以下同じ。)に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき
- (5) 当社または保証人が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売(公売を含む。)の申立てを受けまたは滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社または保証人の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたととき

6. 担保提供通知

- (1) 保証人は、保証人が当社または保証人の他の国内社債のために担保提供を行う場合には、書面によりその旨ならびにその社債の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定が解除された場合は、以後前号の規定は適用されない。

7. 社債管理者に通知すべき事項

当社および保証人は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 当社または保証人の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき
- (2) 当社または保証人が事業の全部もしくはその重要な部分を休止し、もしくは廃止または移転しようとするとき
- (3) 当社または保証人が資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき

8. 事業概況の報告

- (1) 当社および保証人は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については、書面により社債管理者に通知するものとする。ただし、当該通知については、当社および保証人が次号に定める社債管理者への通知を行っ

た場合または次号に定める書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社および保証人が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行う場合も同様とする。

- (2) 当社および保証人は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書その他の書類(金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を含むがこれに限らない。)について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行うときには、遅滞なくその旨を社債管理者に通知する。四半期報告書、臨時報告書および訂正報告書も同様とする。ただし、当社および保証人が本号に規定する書類の写しを遅滞なく社債管理者に提出した場合には、本号本文に定める社債管理者への通知を省略することができるものとする。
- (3) 当社および保証人は、前号に定める社債管理者への通知または書類の提出について、有価証券報告書においては当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書においては当該各期間の経過後45日以内に、臨時報告書および訂正報告書においては前号の電子開示手続を行った後遅滞なく行うものとする。

9. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債権者のために、社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するうえで必要であると認めるときは、当社および保証人の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本(注)5.の事由が発生するおそれがあるときには、自らこれらにつき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合、当社および保証人は社債管理者に協力する。

10. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

11. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。

また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

12. 社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類の子債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる社債を有する本種類の社債の社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 会社法第4編第3章(社債権者集会)および第7編第2章第7節(社債発行会社の弁済等の取消しの訴え)における発行会社の規定は第731条第2項、第735条、第741条第1項および第3項ならびに第742条を除きこれを保証人に準用する。

13. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

14. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

6【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	40,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受ける。 2. 引受手数料は総額4億6,000万円とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	40,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	40,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	40,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	40,000	
計	-	200,000	-

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に、期中において年間800万円を支払うこととしている。

7【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	N T Tファイナンス株式会社第18回無担保社債 (日本電信電話株式会社保証付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金400,000,000,000円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金400,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.380%
利払日	毎年6月20日および12月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日および12月20日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記「(注)14.元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2030年9月20日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2030年9月20日にその総額を償還する。 (2) 別記「(注)4.繰上償還に関する特約」に規定する事由に該当した場合には、本欄第1項に定める償還金額にて別記「(注)4.繰上償還に関する特約」の規定に従い繰上償還する。 (3) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記「(注)14.元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年12月11日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2020年12月18日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
担保の保証	1. 日本電信電話株式会社(以下保証人という。)は、本社債について当社が負担する元金および利息の支払にかかる債務につき保証人となり、当社と連帯して債務を負担する(以下保証債務という。) 2. 社債管理者は、あらかじめ当社に対し何らの通知もしくは請求をすることなしに、または当社の資産に対し法的手段を取ることなしに、保証人に対して保証債務の履行請求を行うことができる。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. (1) 保証人は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社または保証人が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第15回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）、第16回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）および第17回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）を含み、保証人が発行する一般担保が付されている社債を除く。）のために保証人が担保を提供する場合（保証人の資産に担保権を設定する場合、保証人の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および保証人の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。ただし、一般担保を除く。以下担保提供という。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、保証人は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。</p> <p>2. 保証人が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により保証人の特定の資産を留保した場合で、社債管理者が承認したときには、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p> <p>3. 保証人が、本欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項により本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本欄第1項の規定は適用されない。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>1. 留保物件付社債への切換</p> <p>(1) 保証人は、当社および社債管理者と協議のうえ、いつでも保証人の特定の資産（以下留保資産という。）を本社債以外の当社の債務および保証人の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社および保証人は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。</p> <p>(2) 前号の場合、留保資産について、当社および保証人は社債管理者との間に、社債管理者が本社債権保全のため必要と認める特約を締結する。</p> <p>(3) 保証人が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第2項により社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本項第1号および本項第2号の規定は適用されない。</p> <p>2. 担保付社債への切換</p> <p>保証人は、本社債発行後、当社および社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p>

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからAAAの信用格付を2020年12月11日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03 - 3544 - 7013

(2) S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(以下S & Pという。)

本社債について、当社はS & PからAの信用格付を2020年12月11日付で取得している。S & Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関するS & Pの現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS & Pの信用格付は、証券の購入、売却もしくは保有を推奨するもの、または債務の市場流動性もしくは流通市場における価格を示すものではない。

S & Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S & Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源(発行体を含む)から提供された情報を利用している。S & Pは当初の格付分析またはサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、または独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S & Pに提供された情報に、不正確な情報もしくは情報の欠落、またはその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S & Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S & Pによる発行体格付または個別債務格付の付与をもって、S & Pが格付付与に際して利用した情報、または当該信用格付もしくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性または適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS & Pが公表する情報へのリンク先は、S & Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S & P代表電話番号03 - 4550 - 8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。以下同じ。)の社債を発行することができる。

4. 繰上償還に関する特約

当社または保証人のいずれか一方が次の事由に該当した場合には、当該事由発生の日より30日後(銀行休業日のときにはその前銀行営業日)に本社債総額につき繰上償還を行う。この場合には、当社または保証人は繰上償還の金額および期日その他必要事項を本(注)11.に従って公告する。

(1) 当社が次の事由に該当した場合

本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき

社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行を

することができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき

(2) 保証人が次の事由に該当した場合

保証人が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき

保証人が発行する社債(既発行社債を含む。)について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき

社債を除く保証人の借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは本社債以外の保証人以外が発行した社債(既発行社債を含む。)または保証人以外の借入金債務に対して保証人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社および保証人は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社および保証人が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき
- (2) 当社および保証人が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し7日以内にその履行をすることができないとき
- (3) 本(注)4.に定める事由に当社および保証人ともに該当したとき
- (4) 当社または保証人が、本(注)6.ないし8.および本(注)9.第(2)号のほか、社債管理委託契約(会社法第702条の規定による委託に係る契約。以下同じ。)に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき
- (5) 当社または保証人が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売(公売を含む。)の申立てを受けまたは滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社または保証人の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたと

6. 担保提供通知

- (1) 保証人は、保証人が当社または保証人の他の国内社債のために担保提供を行う場合には、書面によりその旨ならびにその社債の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定が解除された場合は、以後前号の規定は適用されない。

7. 社債管理者に通知すべき事項

当社および保証人は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 当社または保証人の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき
- (2) 当社または保証人が事業の全部もしくはその重要な部分を休止し、もしくは廃止または移転しようとするとき
- (3) 当社または保証人が資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき

8. 事業概況の報告

- (1) 当社および保証人は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については、書面により社債管理者に通知するものとする。ただし、当該通知については、当社および保証人が次号に定める社債管理者への通知を行っ

た場合または次号に定める書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社および保証人が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行う場合も同様とする。

- (2) 当社および保証人は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書その他の書類(金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を含むがこれに限らない。)について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行うときには、遅滞なくその旨を社債管理者に通知する。四半期報告書、臨時報告書および訂正報告書も同様とする。ただし、当社および保証人が本号に規定する書類の写しを遅滞なく社債管理者に提出した場合には、本号本文に定める社債管理者への通知を省略することができるものとする。
- (3) 当社および保証人は、前号に定める社債管理者への通知または書類の提出について、有価証券報告書においては当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書においては当該各期間の経過後45日以内に、臨時報告書および訂正報告書においては前号の電子開示手続を行った後遅滞なく行うものとする。

9. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債権者のために、社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するうえで必要であると認めるときは、当社および保証人の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本(注)5.の事由が発生するおそれがあるときには、自らこれらにつき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合、当社および保証人は社債管理者に協力する。

10. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

11. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。

また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

12. 社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類の子債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる社債を有する本種類の社債の社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 会社法第4編第3章(社債権者集会)および第7編第2章第7節(社債発行会社の弁済等の取消しの訴え)における発行会社の規定は第731条第2項、第735条、第741条第1項および第3項ならびに第742条を除きこれを保証人に準用する。

13. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

14. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

8【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	80,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受ける。 2. 引受手数料は総額10億1,000万円とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	80,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	80,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	80,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	80,000	
計	-	400,000	-

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に、期中において年間1,600万円を支払うこととしている。

9【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,000,000,000,000	2,500,000,000	997,500,000,000

(注)上記の金額は第15回無担保社債(日本電信電話株式会社保証付)、第16回無担保社債(日本電信電話株式会社保証付)、第17回無担保社債(日本電信電話株式会社保証付)および第18回無担保社債(日本電信電話株式会社保証付)の合計額です。

(2)【手取金の使途】

手取概算額997,500,000,000円は、全額を2020年12月末までに日本電信電話株式会社に対する貸付資金に充当する予定です。日本電信電話株式会社は、当該資金の全額を2020年12月末までに当社から借り入れた短期借入金の返済資金の一部に充当する予定です。

なお、日本電信電話株式会社が2020年9月29日に公表した株式会社NTTドコモ株式会社等に対する公開買付け等に要する資金とするため、当社は2020年11月17日付で金融機関と総額4.3兆円のブリッジローン契約を締結し、同契約に基づき借入れた資金3兆1,786億円を日本電信電話株式会社に貸し付けております。当社は上記の日本電信電話株式会社から返済を受けた資金を、当該ブリッジローンの返済資金の一部に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<NTTファイナンス株式会社第15回無担保社債(日本電信電話株式会社保証付)、NTTファイナンス株式会社第16回無担保社債(日本電信電話株式会社保証付)、NTTファイナンス株式会社第17回無担保社債(日本電信電話株式会社保証付)およびNTTファイナンス株式会社第18回無担保社債(日本電信電話株式会社保証付)に関する情報>

投資者の情報開示について

本社債の購入を予定している投資者の名称、投資方針や検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報(個人情報を除く。)については、主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社および大和証券株式会社に対して投資者より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各主幹事会社を通じて、必要に応じて当社および本社債の保証会社である日本電信電話株式会社(以下保証会社という。)に開示、提供および共有される予定です。なお、当社および保証会社は当該情報について、本社債の募集または発行に関する目的以外には使用しません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月5日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月4日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年12月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年8月11日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年12月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年8月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2020年12月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

N T Tファイナンス株式会社 本店
（東京都港区港南一丁目2番70号）

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

第一部「証券情報」に掲げたN T Tファイナンス株式会社第15回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）、N T Tファイナンス株式会社第16回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）、N T Tファイナンス株式会社第17回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）およびN T Tファイナンス株式会社第18回無担保社債（日本電信電話株式会社保証付）

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

（1）【保証会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月24日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月9日関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日本電信電話株式会社 本店
(東京都千代田区大手町一丁目5番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。